資料① 検討会の位置づけについて



国土交通省 水管理·国土保全局 砂防部

1 本検討会の位置づけ

土砂災害防止法に基づく取り組みの検討の流れ

土砂災害防止法に関する政策レビュー委員会

【目的】

当該する政策レビューのテーマに精通している 学識経験者等から意見・助言を頂く

【開催状況】

第1回 平成 23年 8月 3日 第2回 平成 23年 10月 31日 第3回 平成 24年 1月 30日

【構成員】

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宇賀 克也 《法律》 広島大学大学院総合科学研究科教授 海堀 正博 《砂防》

静岡大学農学部環境森林科学科教授 《砂防》※委員長 土屋 智 新潟県土木部砂防課長 長谷川 一成《地方行政》

NHK解説委員 松本 浩司 《防災·情報》 山梨県身延町長 望月 仁司 《地方行政》

国土交通省 水管理・国土保全局

意見・助言等

等の提示

取り組み状況・評価書(案)

意見・助言等を踏まえた 評価書(案)の提出

国土交通大臣による評価書の決定、公表(平成24年3月30日)

砂防部

H23年度

H24年度

・区域指定の促進、警戒避難体制の整備等の より一層の推進を都道府県に要請

政策レビューのフォローアップ

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知を発出 (平成24年4月5日)

土砂災害防止法に基づく取り組み検討会

【目 的】

区域指定等の進捗状況や都道府県の取り組み状況を 踏まえつつ、政策レビューにおける提案等を受けた 今後の取り組みについて、学識経験者等から 意見・助言を頂く。

【構成員(案)】※政策レビュー委員会の委員を踏襲

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宇賀 克也《法律》 広島大学大学院総合科学研究科教授 海堀 正博《砂防》

静岡大学農学部環境森林科学科教授 土屋 智 《砂防》

新潟県土木部砂防課長

小泉 良彦《地方行政》 NHK解説委員 松本 浩司《防災・情報》 望月仁司《地方行政》

山梨県身延町長

【開催日】 平成25年1月29日 取り組み方針 (案)等の提示

(3)

(4) 意見・助言等

国土交通省 水管理・国十保全局 砂防部 取り組み方針(案) の作成 取り組み方針(案) の修正 取り組み方針(案) のとりまとめ

取り組み方針 (案) 等の提示

(2)

意見等

ブロック別土砂災害防止法検討会議

【目的】

土砂災害防止法に基づく取り組みについて、 ブロック単位で情報交換・課題を検討 (H24テーマ)

- ・政策レビューを受けた国土交通省 砂防計画課長通知を踏まえた取り組み 状況・意見等
- ・土砂災害警戒区域の指定等に向けた 取り組みに関する国土交通省の 基本的な考え方(案)に対する意見等

【参加者】

都道府県、国土交涌省、内閣府(沖縄) 【開催時期】

平成24年10月~11月

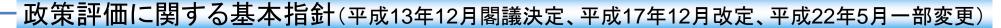
- ・市町村等からの反対への対応方針等を 技術的助言として発出
- ・市町村別の基礎調査、区域指定状況の公表 など

政策レビューにおける提案等を受けた取り組みを実施

2 平成23年度政策レビュー (土砂災害防止法)について

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年6月公布、平成15年4月最終改正)

- 〇行政機関は、その所掌に係る政策について、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映
- 〇政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本指針を定める
- ○行政機関の長は、基本指針に基づき、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する 基本計画を定める



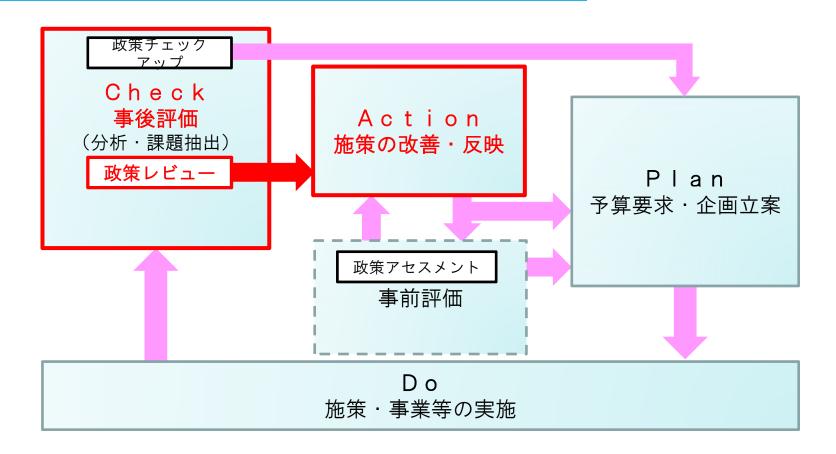
〇行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定め、政府の政策評価活動において 基本とすべき方針を明示

国土交通省政策評価基本計画(平成14年3月策定、平成22年7月最終変更)

- ○国土交通省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握、事前評価の実施等、 評価の実施に関する基本的な事項を明示
- 〇政策評価の基本的な方式として、「政策アセスメント(事業評価方式)」、 「政策チェックアップ(実績評価方式)」、「政策レビュー(総合評価方式)」を位置づけ

- 政策レビューでは、既存の施策について、国民の関心の高いテーマ等を選定し、総合的に掘り下げて 分析・評価を実施
- 選定した既存の施策が、目的に照らして所期の効果をあげているかどうかを検証するとともに、 結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題と改善方法等を抽出
- 評価を実施し、関連する政策の企画立案や改善につなげる

国土交通省が実施する政策評価と政策レビューの位置付け



国土交通大臣による評価書の決定、公表

評価書(案)の提出

国土交通省全体の 政策レビューに関する会議等

国土交通省政策評価会

〔目 的〕

国土交通省における政策評価制度、 評価方法等や、政策レビューの取組 について、学識経験者等から意見、 助言等を頂く

〔構成員〕

学識経験者等

政策レビューに関する検討会

〔目 的〕

政策レビューのテーマの検討、 各テーマの具体的な評価方針及び手順、 評価書について、大臣政務官等より 意見、助言等を頂く

[構成員]

大臣政務官 (座長) 、局長等

個別の政策レビューの テーマに関する会議等

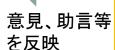
土砂災害防止法に関する 政策レビュー委員会 (第三者委員会)

〔目 的〕

当該する政策レビューのテーマに 精通している学識経験者等より 評価を行う

[構成員]

学識経験者等



対象政策の概要・評価の目的

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、 既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

法の施行から10年が経過したことを踏まえ、土砂災害の防止を図る施策の実施状況や効果について評価を行うことによって、施策の実施に係る課題及びその対応策について検討を行い、今後の施策の方向性に反映させることを目的とする。

評価の視点

- ①基礎調査は適切に行われているか
- ②土砂災害警戒区域の指定及び指定が行われた区域の周知は適切に行われているか
- ③土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備についての市町村地域防災計画への反映は 適切に行われているか
- ④土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限は効果をあげているか
- ⑤土砂災害特別警戒区域からの安全な土地への移転支援は効果をあげているか

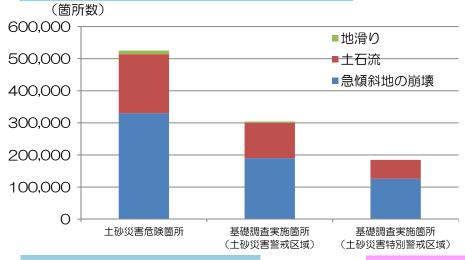
①-1 基礎調査の実施状況

基礎調査※は、土砂災害危険箇所約52万5千箇所に対し、土砂災害警戒区域で約30万4千箇所、 土砂災害特別警戒区域で約18万5千箇所を実施

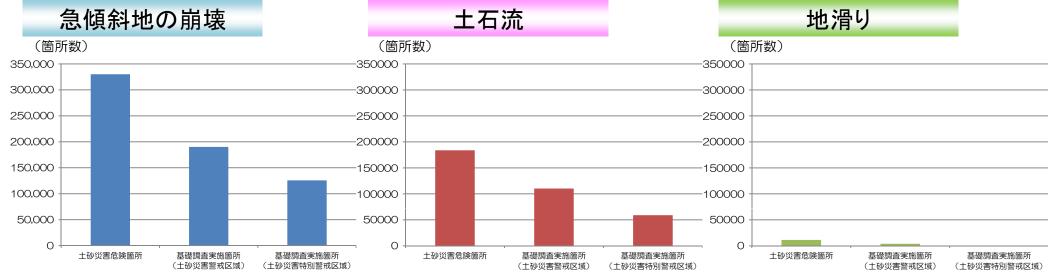
※基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等が存在すると判明した筒所

全国の基礎調査の実施状況

(H23.12.31時点)



| | 全箇所 | 急傾斜地の 崩壊 | 土石流 | 地滑り |
|--------------------------|---------|-------------|---------|--------|
| 基礎調査実施箇所 (土砂災害警戒区域) | 304,321 | 190,183 | 110,208 | 3,930 |
| 基礎調査実施箇所 (土砂災害特別警戒区域) | 184,544 | 125,669 | 58,874 | 1 |
| 【参考】 土砂災害危険箇所 | 525,307 | 330,156 | 183,863 | 11,288 |

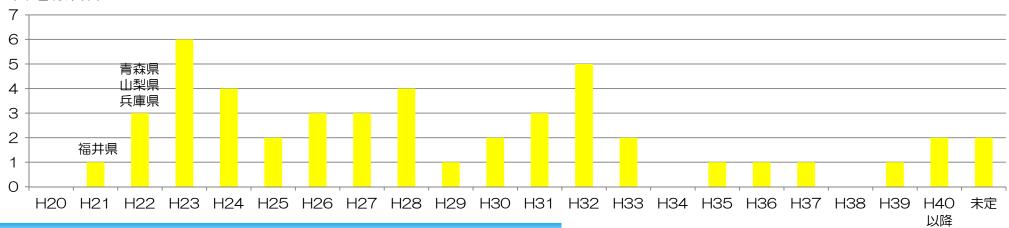


1 - 2 基礎調査の完了予定年度

- 都道府県の多数が平成30年度前後までに完了する予定である一方、平成40年度以降に完了する予定 であったり、完了予定が未定の都道府県がある
- 1回目の基礎調査が完了した都道府県がみられる

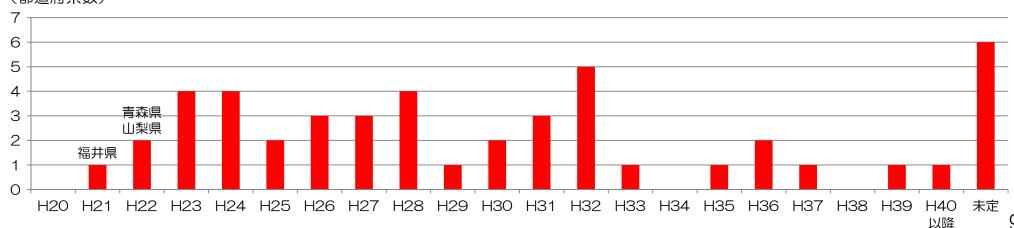
基礎調査(土砂災害警戒区域)の完了予定年度



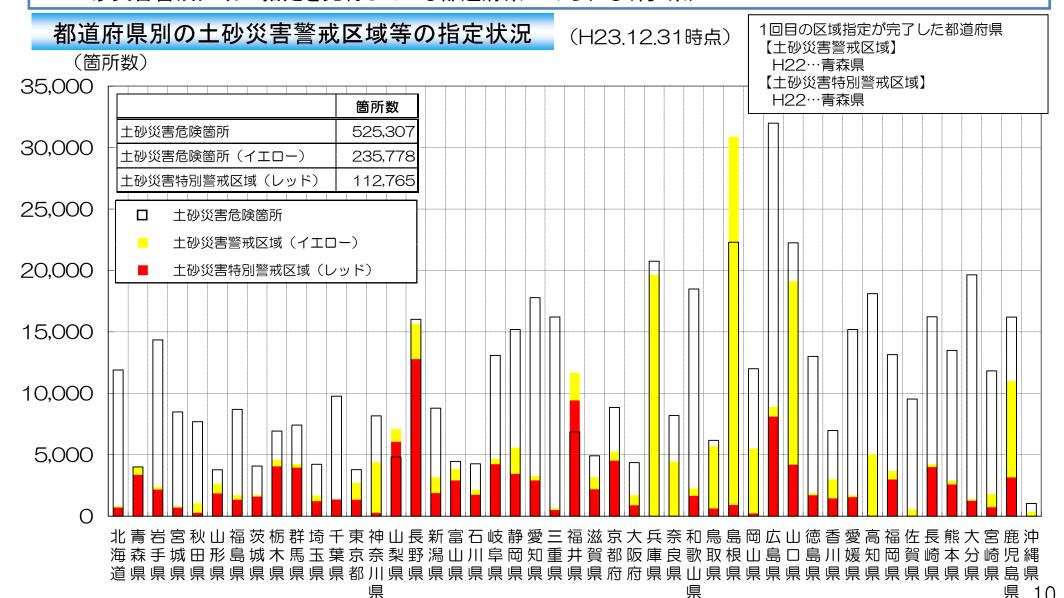


基礎調査(土砂災害特別警戒区域)の完了予定年度

(都道府県数)



- 都道府県により指定の進捗状況に大きな差がある
- 土砂災害警戒区域の指定を先行している都道府県がみられる(約9県)

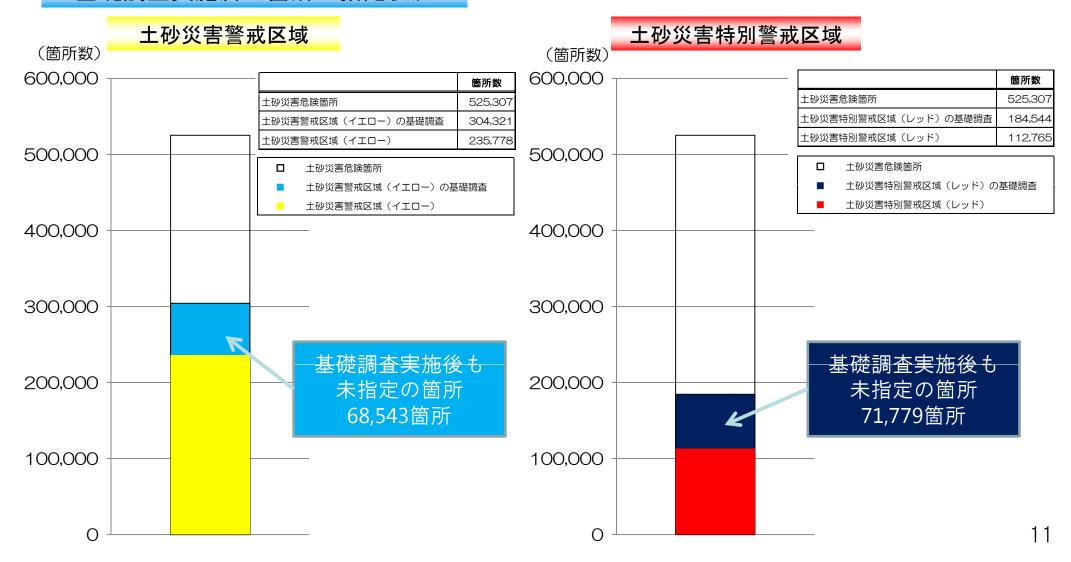


2-2 基礎調査実施済み箇所の指定状況

基礎調査が完了しているにもかかわらず、指定がされていない箇所が多くみられる (全国において、土砂災害警戒区域で約6万9千箇所、土砂災害特別警戒区域で約7万2千箇所)

基礎調査実施済み箇所の指定状況

(H23.12.31時点)



2-3 未指定の理由

- 基礎調査実施後も土砂災害警戒区域が指定されない理由としては、一定の地区単位で指定を行うよう市町村から要望されていることが多い
- 基礎調査実施後も土砂災害特別警戒区域が指定されない理由としては、市町村の反対への対応に時間を要することが多い

基礎調査が完了して3年以上経過しても指定されない理由

(47都道府県にアンケート調査を実施) ※一部の都道府県は、概数で回答

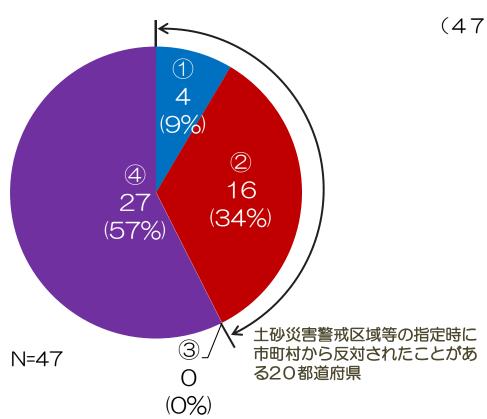
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 (5) 6 318 511 (3%)(3%)481 4 (4%)433 (3%)1,698 (5) 11%) 5,265 1.830 (2) (36%)4,636 (18%)2,472 (45%)(17%)2 (1)2,499 4.353 (24%)(30%)N=10,367(箇所) N=14.732 (簡所)

- ■①一定の地区単位(市町村、自治会等) で指定を行うよう市町村から要望されて いる
- ■②住民への説明会等に時間を要する
- ■③住民の反対への対応に時間を要する
- ■④市町村との協議に時間を要する
- ■⑤市町村の反対への対応に時間を要する
- **6**その他

2-4 指定時に市町村から反対があった場合の対応

- 土砂災害警戒区域等の指定時に市町村から反対された場合、事例がある20都道府県のうち、 4県は指定を断念している
- 一方、反対があっても区域指定を行う都道府県は無い

土砂災害警戒区域等の指定時に市町村から反対があった場合の対応



(47都道府県にアンケートを実施)

- ■①市町村への意見照会の回答による反対があれば区域 指定は行わない
- ■②市町村への意見照会の回答による反対があっても理解が得られるまで粘り強く説明等を続ける
 - ③市町村への意見照会の回答による反対があっても区域指定を行う
- ●④市町村への意見照会の回答による反対事例がないため回答することができない

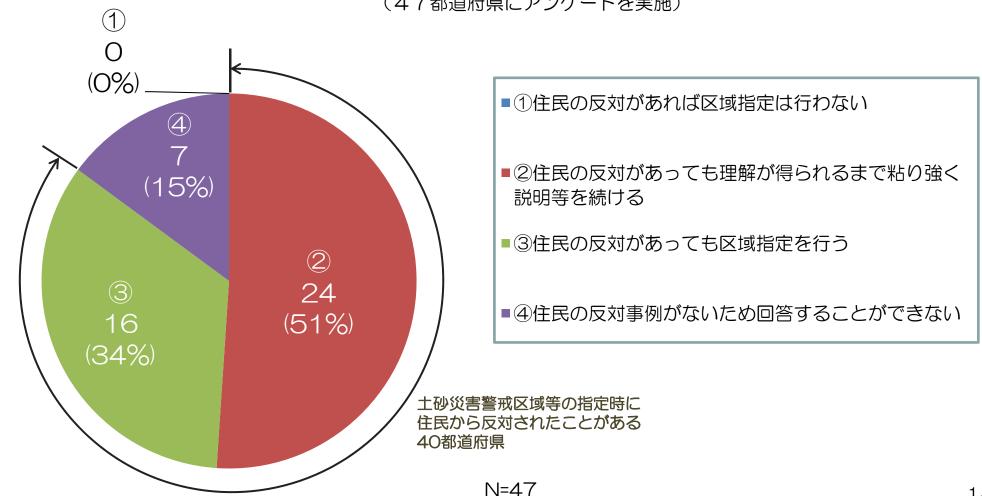
14

②-5 指定時に住民から反対があった場合の対応

土砂災害警戒区域等の指定時に住民から反対された場合、事例がある40都道府県のうち、 指定を断念する都道府県は無く、24道府県は理解が得られるまで粘り強く説明等を続けている

土砂災害警戒区域等の指定時に住民から反対があった場合の対応

(47都道府県にアンケートを実施)



③-1 地域防災計画における警戒避難体制の記載状況

● 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、 土砂災害にかかる警戒避難体制が記載されている市町村は90%

(78%)

土砂災害に係る

警戒避難体制が規定

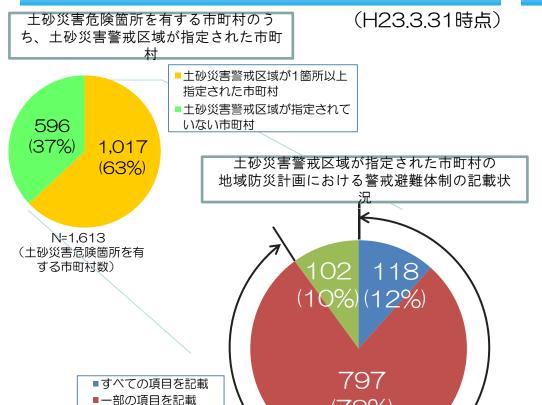
されている市町村

90%

● そのうち、国土交通省砂防部より、記載する事項として示した項目(下記) すべてについて記載されている市町村は12%

土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画に おける警戒避難体制の記載状況 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における 警戒避難体制に関して記載すべき項目についての記載状況

(H23.3.31時点)



■記載無し

N=1.017

指定された市町村数)

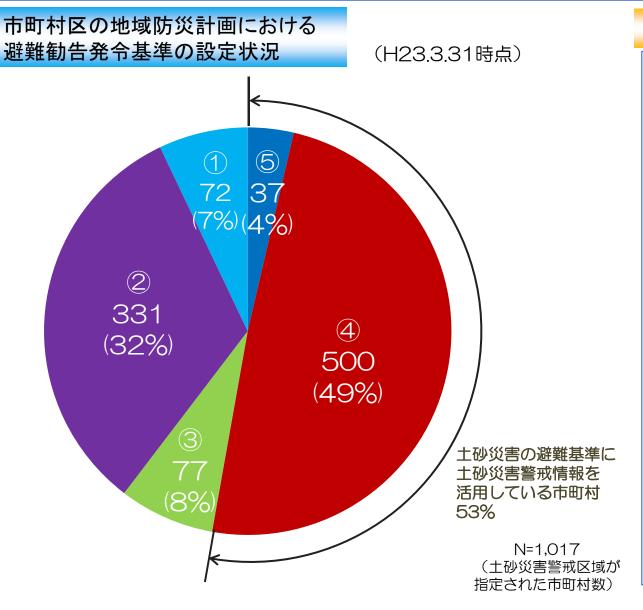
(土砂災害警戒区域が

- 〇避難勧告等の発令基準・・・・53% (土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準)
- 〇土砂災害警戒区域等・・・73%
- ○避難勧告等の発令対象区域・・・22%
- ○情報の収集及び伝達体制 ・・・70%
- ○避難所の開設・運営・・・・47%
- ○災害時要援護者への支援 ・・・61%
- ○防災意識の向上・・・・72%

N=1,017 (土砂災害警戒区域が 指定された市町村数)

③-2 避難勧告発令基準における土砂災害警戒情報の活用状況

● 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、 土砂災害の避難基準に土砂災害警戒情報を活用している市町村(⑤及び④)は53%



■記載状況

(5)

土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告を発令する。

(4)

土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、災害が発生した時などにおいて、状況を<u>総合的に判断</u>して避難勧告を発令する。

(3)

具体的な基準は記載してあるが、土砂災害警戒情報の記載がない場合。

2

「土砂災害の恐れが高まった」など定性的な判断により 避難勧告を発令する。

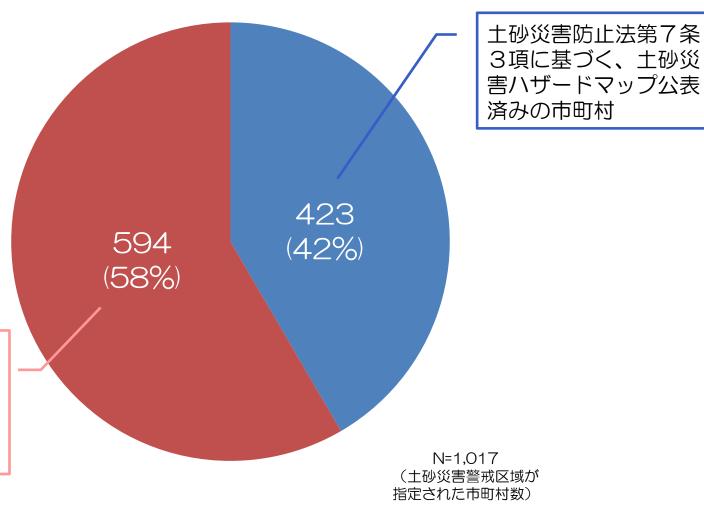
① 避難勧告に関する記載なし。

③-3 土砂災害ハザードマップの公表状況

土砂災害警戒区域が指定された市町村において、 土砂災害防止法第7条第3項に基づくハザードマップを印刷物の配布等で公表している市町村は42%

土砂災害警戒区域を指定した市町村における ハザードマップの公表状況

(H23331時点)



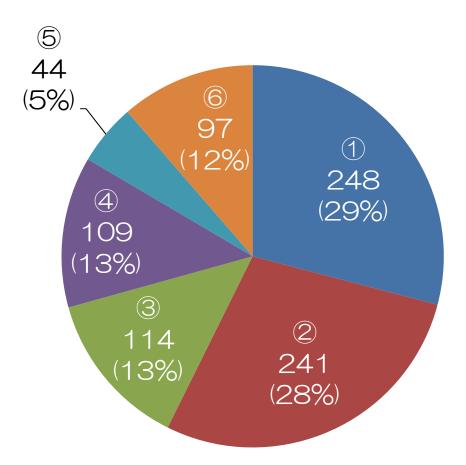
土砂災害警戒区域が指定さ れている市町村のうち、土 砂災害防止法第7条3項に 基づく、土砂災害ハザード

マップ未公表の市町村

③-4 土砂災害ハザードマップ未作成の理由

● 土砂災害ハザードマップが未作成の理由として、市町村の人員不足や予算不足が多い

土砂災害ハザードマップが未作成の理由



(土砂災害ハザードマップが一部でも未作成の市町村に アンケートを実施し562市町村から回答、複数回答可)

- 1 市町村の人員が不足
- ■②予算が不足
- ■③市町村全域の区域指定が完了していない
- ■4作成できる技術者が不在
- ■⑤作成に時間を要する
- ■6その他

N=853 (回答数)

4 特定開発行為に関する事前相談の件数とその後の状況

● 事前に相談が行われた31件のうち、6件において計画を修正して、 特定開発行為に該当しないよう安全な計画に見直しが行われた

特定開発行為の許可申請に関して 都道府県の砂防部局が事前に相談を受けた件数

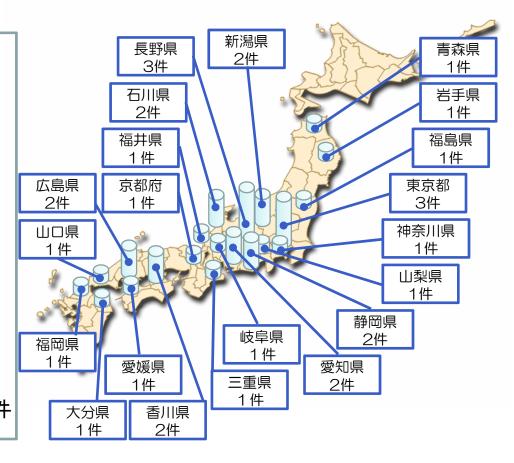
(H23.8.31時点)

都道府県別

全国で31件の相談実績

【相談結果の内訳】

- 〇安全対策を講じて開発を許可・・・5件
- ○土砂災害特別警戒区域内での 開発行為にならないよう、計画を見直し・・・6件 例)老人ホームを建設する計画の建設候補地に土砂災害 特別警戒区域を含むものがあったため、建設候補地から 除外した
- 〇特定開発行為に該当しなかった・・・5件
- 〇現在相談中・・・3件
- 〇不明(相談後、開発業者からの連絡がない等)・・・12件

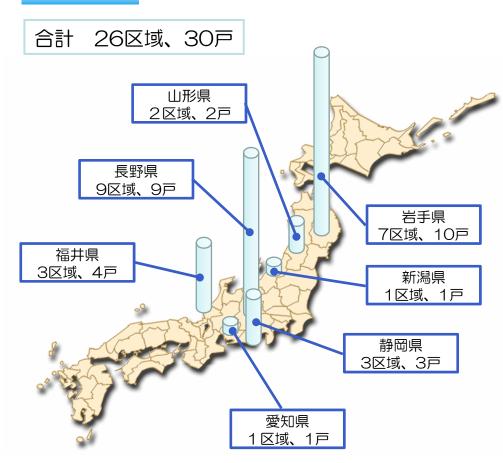


5 移転実績、移転支援制度の活用状況、移転勧告の実績

- 土砂災害特別警戒区域からの移転が行われた全国26区域、30戸の全てにおいて、 住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)が活用されている
- 不動産取得税の減免(H22.3.31に終了した制度)は、1戸において活用された事例がある
- 岩手県では、住宅・建築物安全ストック形成事業の上乗せで、 県単独の移転支援事業によって移転経費を補助している
- また、全国の4県で移転勧告の判断基準が策定されているが、移転勧告の実績はない

移転実績

(H23.8.31時点)



住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等 危険住宅移転事業)による補助

■対象要件

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅の移転

■事業主体

・地方公共団体(原則として市町村)

■補助内容

除却等費 :危険住宅の除却等に要する費用

・建物助成費:危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する資金を

金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に

相当する費用

■補助対象限度額(平成22年11月26日時点)

| 除却等費 | | 780 | |
|---------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| (借入金) | 一般地域 | 建物 土地 計 | 3,100 960 4,060 |
| 八金利子相当額)建物助成費 | 特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩 壊危険区域及び出水による災害危険 区域 | 建物 土地 敷地造成 計 | 4,440 2,060 580 7,080 |

最大、7.860千円まで費用を補助

○基礎調査

- ・基礎調査は約30万4千箇所実施されているが、進捗状況は都道府県毎に大きな差
- ○区域指定および指定区域の周知
- ・警戒区域は約23万6千箇所、特別警戒区域は約11万3千箇所指定されているが、 進捗状況は都道府県毎に大きな差
- ・全都道府県で指定箇所をインターネットで公開するも、指定の範囲が分かる図面は 未公開の県もある
- ○警戒避難体制の整備
- ・警戒区域が指定された市町村の9割で、地域防災計画へ警戒避難に関する事項を記載
- ・避難勧告、避難所に関する事項への反映は相対的に低調
- ・土砂災害警戒情報の避難勧告への活用は約5割にとどまる
- ・半数以上の市町村が土砂災害ハザードマップの作成・公表をしていない
- ○特定開発行為の制限
- ・開発許可申請前の<mark>事前相談</mark>により、安全対策を講じたり、開発計画の見直しに至る事例が認められたが、件数はまだ少ない
- ○特別警戒区域からの移転
- ・全国で30件の移転事例があり、すべての事例で移転支援制度を活用
- ・独自の支援制度を設けている県では、移転件数が多い

主な課題と今後の対応方針(1)

1. 基礎調査・区域指定

| 主な課題 | 今後の対応方針 |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ●都道府県における基礎調査実施のための予算確 保 | ●地方負担の軽減に向けた取り組みの実施 (基礎調査に対する交付税措置) |
| ●早期の区域指定に向けた基礎調査の実施方策等、 指定が遅れている都道府県への対応 | ●関係都道府県から遅れている原因等を聴き取り |
| | ●区域指定にあたり市町村・住民の反対等がある 場合の国の指定の考え方を提示 |
| | ●原因分析に基づく具体的な助言 (指定単位の適切な設定等) |
| | ●先行している都道府県の取り組みに関する 情報提供 |
| | ●法第4条に基づく基礎調査結果の国への報告 |
| | ●法第32条に基づく国の緊急時の指示の運用 |
| | ●基礎調査、区域指定の実施状況等の定期的な公表 (市町村単位) |
| ●2回目以降の基礎調査のあり方 | ●2回目以降の基礎調査に関する方針の提示 |

主な課題と今後の対応方針(2)

2. 警戒避難体制

| 主な課題 | 今後の対応方針 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ●土砂災害ハザードマップの作成・公表の推進 | ●ハザードマップ作成等について国や都道府県から 市町村への周知、取り組み状況に関する国、 都道府県、市町村間の情報の共有 |
| | ●ハザードマップ作成等に関する市町村への 技術的助言等の支援 |
| | ●ハザードマップ作成に係る交付金制度の周知 |
| | ●ハザードマップ作成に係る交付金の活用事例の 紹介 |
| ●地域防災計画への避難勧告の発令基準等の反映 | ●都道府県・市町村の警戒避難関係部局の連携を 要請する通知を関係省庁と発出 |
| | ●警戒避難体制の整備に関して取り組むべき内容に ついて国や都道府県から市町村へ周知、 取り組み状況に関する国、都道府県、市町村間の 情報の共有 |
| | ●避難勧告発令基準等の設定に関する市町村への 技術的助言等の支援を継続 |

主な課題と今後の対応方針(3)

3. 移転支援

| 主な課題 | 今後の対応方針 |
|-------------|-------------------------------|
| ●移転支援制度の周知 | ●住民説明用の分かりやすい資料の作成 |
| | ●住民説明会の場等を通じた移転支援制度の 周知浸透等 |
| ●移転勧告の適切な運用 | ●移転勧告に関する国の考え方について提示 |